

佐賀県監査委員告示第3号

佐賀県監査基準（令和2年佐賀県監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月17日

佐賀県代表監査委員 原

惣 一 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(監査等の範囲及び目的)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次に掲げる監査及びその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による職員の賠償責任に関する監査</p> <p>(6) 略</p>	<p>(監査等の範囲及び目的)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次に掲げる監査及びその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による職員の賠償責任に関する監査</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この告示は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。